

# もおしん NEWS LETTER

令和7年12月

## 「プレミアム定期預金アップ」 「プレミアム定期預金カンパニー」販売について

真岡信用組合(理事長 塚田義孝)では、令和7年12月1日(月)より「プレミアム定期預金アップ」「プレミアム定期預金カンパニー」の販売を開始しました。

当組合では、お客さまのニーズに合った商品・サービス提供により、地域社会の発展に貢献してまいります。今後とも、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 販売(取扱)期間 令和7年12月1日(月)から令和8年2月27日(金)まで
2. 販売商品

#### 【プレミアム定期預金アップ】

- |       |  |
|-------|--|
| ①販売対象 | 個人のお客さま  |
| ②預入期間 | 1年<br>預入金額 20万円以上(預入単位:1円)   |
| 適用金利  | 当組合を初めてご利用の方 年 <b>0.60%</b> (税引後 0.478%)<br>当組合に口座をお持ちの方 年 <b>0.50%</b> (税引後 0.398%) |
| ③預入期間 | 3年<br>預入金額 20万円以上(預入単位:1円)   |
| 適用金利  | 当組合を初めてご利用の方 年 <b>0.80%</b> (税引後 0.637%)<br>当組合に口座をお持ちの方 年 <b>0.70%</b> (税引後 0.557%) |

#### 【プレミアム定期預金カンパニー】

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| ①販売対象 | 法人のお客さま(当組合営業エリア内)          |
| ②預入期間 | 1年                          |
| ③預入金額 | 300万円以上(預入単位:1円)            |
| ④適用金利 | 年 <b>0.50%</b> (税引後 0.423%) |

～詳しくはリーフレットをご覧ください～

本件に関するお問い合わせ

真岡信用組合業務部：0285-82-3496

以上

# プレミアム 定期預金アップ

取扱期間 令和7年12月1日～令和8年2月27日

当組合を初めてご利用の方

**0.60%** **0.80%**

預入期間 1年

預入期間 3年

当組合に口座をお持ちの方

**0.50%** **0.70%**

預入期間 1年

預入期間 3年

※金利については、金利情勢により変更となる場合があります。

**個人のお客さま 20万円以上**

※当組合にすでにお預入されている定期預金の満期解約金・中途解約金及び当座/普通/貯蓄預金からのお振替は対象外となります。



真岡信用組合

# 「プレミアム定期預金アップ」商品概要説明書

1. 商品名	・プレミアム定期預金アップ【自由金利型定期預金(M型)】【自由金利型定期預金(大口)】								
2. 販売対象	・個人の方								
3. 販売期間	・令和7年12月1日(月)から令和8年2月27日(金)まで								
4. 預入期間	・1年【単利型】、3年【複利型】※自動継続のみの取扱いとなります。								
5. 預入方法	<table border="1"> <tr> <td>(1)預入方法</td><td>・一括預入</td></tr> <tr> <td>(2)預入金額</td><td>・20万円以上1,000万円未満 【自由金利型定期預金(M型)】 ・1,000万円以上 【自由金利型定期預金(大口)】</td></tr> <tr> <td>(3)預入単位</td><td>・1円単位</td></tr> </table>	(1)預入方法	・一括預入	(2)預入金額	・20万円以上1,000万円未満 【自由金利型定期預金(M型)】 ・1,000万円以上 【自由金利型定期預金(大口)】	(3)預入単位	・1円単位		
(1)預入方法	・一括預入								
(2)預入金額	・20万円以上1,000万円未満 【自由金利型定期預金(M型)】 ・1,000万円以上 【自由金利型定期預金(大口)】								
(3)預入単位	・1円単位								
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。								
7. 利息	<table border="1"> <tr> <td>(1)適用金利</td><td>・預入時(自動継続の場合は継続日)の店頭表示の利率を満期日まで適用します。(固定金利)</td></tr> <tr> <td>(2)利払方法</td><td>・満期日以後に一括でお支払いします。</td></tr> <tr> <td>(3)計算方法</td><td>・【自由金利型定期預金(M型)】 [単利型]付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。 [複利型]付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヶ月ごとの複利計算により計算します。 ・【自由金利型定期預金(大口)】 付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。</td></tr> <tr> <td>(4)税金</td><td>・源泉分離課税20.315%※(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。※マル優を利用した場合は除きます。</td></tr> </table>	(1)適用金利	・預入時(自動継続の場合は継続日)の店頭表示の利率を満期日まで適用します。(固定金利)	(2)利払方法	・満期日以後に一括でお支払いします。	(3)計算方法	・【自由金利型定期預金(M型)】 [単利型]付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。 [複利型]付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヶ月ごとの複利計算により計算します。 ・【自由金利型定期預金(大口)】 付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。	(4)税金	・源泉分離課税20.315%※(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。※マル優を利用した場合は除きます。
(1)適用金利	・預入時(自動継続の場合は継続日)の店頭表示の利率を満期日まで適用します。(固定金利)								
(2)利払方法	・満期日以後に一括でお支払いします。								
(3)計算方法	・【自由金利型定期預金(M型)】 [単利型]付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。 [複利型]付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヶ月ごとの複利計算により計算します。 ・【自由金利型定期預金(大口)】 付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。								
(4)税金	・源泉分離課税20.315%※(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。※マル優を利用した場合は除きます。								
8. 付加できる特約事項	・マル優制度の条件を満たす個人の方はマル優の取扱いができます。								
9. 中途解約時の取扱い	<p>・【自由金利型定期預金(M型)】 満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた以下の中途解約利率(小数点第3位以下は切り捨て)より計算した利息とともに支払われます。</p> <p>《預入期間1年》 ①6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 ②6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>《預入期間3年》 ①6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 ②6ヶ月以上1年未満 約定利率×40% ③1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×50% ④1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×60% ⑤2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×70% ⑥2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>・【自由金利型定期預金(大口)】 満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた以下の中途解約利率(小数点第4位以下は切り捨て)より計算した利息とともに支払われます。 但し、中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率によって計算します。</p> <p>①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA,BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。但し、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。</p> <p>A 解約日における普通預金の利率 B 約定利率-約定利率×30% C 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)/預入日数 ※基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率</p> <p>②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。但し、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A 約定利率-約定利率×30% B 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)/預入日数</p>								
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・<b>苦情処理</b> ご契約の商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。</p> <p>【真岡信用組合 総務部】 受付日:月曜日から金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間:午前9時から午後5時まで 電話:0285-82-3496 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.moka.shinkumi.jp/">https://www.moka.shinkumi.jp/</a></p> <p>・<b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249) 上記弁護士会での紛争解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは当組合総務部またはしんぐみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。 具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんぐみ相談所】 受付日:月曜日から金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間:午前9時から午後5時まで 電話:03-3567-2456 住所:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)</p>								
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部解約、一部引出は出来ません。</li> <li>・証書もしくは通帳を発行いたします。</li> <li>・総合口座への組み入れは出来ません。</li> <li>・本商品は預金保険制度の対象預金ですが、全額保護の対象ではありません。</li> </ul> <p>※預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。</p>								

# プレミアム 定期預金 カンパニー

取扱期間 令和7年12月1日～令和8年2月27日

0.50%  
預入期間 1年

※金利については、金利情勢により変更となる場合があります。

法人のお客さま 300万円以上

※当組合にすでにお預入されている定期預金の満期解約金・中途解約金及び  
普通/貯蓄預金からのお振替は対象外となります。



真岡信用組合

# 「プレミアム定期預金カンパニー」商品概要説明書

1. 商品名	・プレミアム定期預金カンパニー【自由金利型定期預金〈M型〉】【自由金利型定期預金〈大口〉】								
2. 販売対象	・法人の方(営業エリア内)								
3. 販売期間	・令和7年12月1日(月)から令和8年2月27日(金)まで								
4. 預入期間	・1年 ※自動継続のみの取扱いとなります。								
5. 預入方法	<table border="1"> <tr> <td>(1)預入方法</td><td>・一括預入</td></tr> <tr> <td>(2)預入金額</td><td>・300万円以上1,000万円未満 【自由金利型定期預金〈M型〉】 ・1,000万円以上 【自由金利型定期預金〈大口〉】</td></tr> <tr> <td>(3)預入単位</td><td>・1円単位</td></tr> </table>	(1)預入方法	・一括預入	(2)預入金額	・300万円以上1,000万円未満 【自由金利型定期預金〈M型〉】 ・1,000万円以上 【自由金利型定期預金〈大口〉】	(3)預入単位	・1円単位		
(1)預入方法	・一括預入								
(2)預入金額	・300万円以上1,000万円未満 【自由金利型定期預金〈M型〉】 ・1,000万円以上 【自由金利型定期預金〈大口〉】								
(3)預入単位	・1円単位								
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。								
7. 利息	<table border="1"> <tr> <td>(1)適用金利</td><td>・預入時(自動継続の場合は継続日)の店頭表示の利率を満期日まで適用します。(固定金利)</td></tr> <tr> <td>(2)利払方法</td><td>・満期日以後に一括してお支払いします。</td></tr> <tr> <td>(3)計算方法</td><td>・【自由金利型定期預金〈M型〉】 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。 ・【自由金利型定期預金〈大口〉】 付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。</td></tr> <tr> <td>(4)税金</td><td>・源泉分離課税15.315%※(国税15.315%)の税金がかかります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。</td></tr> </table>	(1)適用金利	・預入時(自動継続の場合は継続日)の店頭表示の利率を満期日まで適用します。(固定金利)	(2)利払方法	・満期日以後に一括してお支払いします。	(3)計算方法	・【自由金利型定期預金〈M型〉】 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。 ・【自由金利型定期預金〈大口〉】 付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。	(4)税金	・源泉分離課税15.315%※(国税15.315%)の税金がかかります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
(1)適用金利	・預入時(自動継続の場合は継続日)の店頭表示の利率を満期日まで適用します。(固定金利)								
(2)利払方法	・満期日以後に一括してお支払いします。								
(3)計算方法	・【自由金利型定期預金〈M型〉】 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。 ・【自由金利型定期預金〈大口〉】 付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。								
(4)税金	・源泉分離課税15.315%※(国税15.315%)の税金がかかります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。								
8. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【自由金利型定期預金〈M型〉】 満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた以下の中途解約利率(小数点第3位以下は切り捨て)より計算した利息とともに支払われます。 ①6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 ②6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%</li> <li>・【自由金利型定期預金〈大口〉】 満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた以下の中途解約利率(小数点第4位以下は切り捨て)より計算した利息とともに支払われます。 但し、中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率によって計算します。 ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA,BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。但し、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。 A 解約日における普通預金の利率 B 約定利率-約定利率×30% C 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)/預入日数 ※基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入する場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率 ②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点4位以下は切捨てます。但し、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。 A 約定利率-約定利率×30% B 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)/預入日数</li> </ul>								
9. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理 ご契約の商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 <b>【真岡信用組合 総務部】</b> 受付日:月曜日から金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間:午前9時から午後5時まで 電話:0285-82-3496 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.moka.shinkumi.jp/">https://www.moka.shinkumi.jp/</a></li> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249) 上記弁護士会での紛争解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は当組合総務部またはしんぐみ相談所にお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。 <b>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんぐみ相談所】</b> 受付日:月曜日から金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間:午前9時から午後5時まで 電話:03-3567-2456 住所:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)</li> </ul>								
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部解約、一部引出は出来ません。</li> <li>・証書もしくは通帳を発行いたします。</li> <li>・本商品は預金保険制度の対象預金ですが、全額保護の対象ではありません。 ※預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。</li> </ul>								